

豊浦町人事行政の運営等の公表

豊浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、「平成30年度の人事行政の運営等の状況」を公表します。

豊浦町職員の定数、給料・手当や勤務時間などは、地方公務員法を基本に条例で定められています。

このうち給料・手当については、人事院勧告を基本に、国・道や他の市町村などの職員や民間の給与などを考慮して、町議会の議決を経て定められています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（30年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00 ~13:00	土、日

2 年次休暇の状況（30年4月1日~31年3月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
3,148日	671日	86人	7.8日

○ 職員の休業に関する状況

1 育児休業の状況（30年度）

区分	男性職員	女性職員	合計
育児休業 取得者数	0人	0人	0人
	0人	1人	1人
部分休業 取得者数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

(注) 各欄の上段には平成30年度に新たに育児休業等を取得した者、下段には休業の期間が平成29年度以前から引き続いている職員の数を掲載しています。

○ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（30年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0

職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			0	0
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者					0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 5 条により失職しなかった者					0
合 計		0	0	0	0

2 懲戒処分の状況（30年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	1	1	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0
合 計		1	1	0	0	2

○ 職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 3 2 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 3 3 条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第 3 4 条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第 3 5 条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第 3 6 条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第 3 7 条）
- ・ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第 3 8 条）

○ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（30年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者
町村会新規採用基礎研修	基礎研修	1年次 (30年採用)	1	3名
町村会初級研修	初級研修	2年次 (29年採用)	1	4名
町村会中級職員研修	中級研修	概ね採用10年未満	1	2名
町村会法務研修	基礎研修	一般職員	1	3名
町村会法務研修	応用研修	一般職員	1	3名
胆振総合振興局長と中級職員との「まちづくり懇談会」	これからの「まちづくり」を課題として、意見交換を行う。	主として中堅職員	1	1名
定住自立圏研修	監督者（政策立案）研修	係長（同相当職）	1	2名
定住自立圏研修	保育業務従事職員研修	保育士	1	0名
自主研修	視察研修	主事以上の者又はグループ	2	3名

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況である。

○ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 人事評価の対象職員と評価者（30年度）

豊浦町では、特別職を除く正職員を対象に人事評価を実施しています。また、各職員に対する評価者は概ね次のとおりです。

被評価者区分	業務評価・能力評価			
	(補助者)	1次評価者	2次評価者	調整者
課長職		副町長		町長
課長補佐職		課長職	副町長	町長
係長以下	課長補佐職・所長等	課長職	副町長	町長

2 人事評価の活用

平成30年度に実施した人事評価は、平成31年度の昇任や人事配置の参考とするほか、勤勉手当への反映を実施しております。

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた（財）北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の実現を図っています。

1 厚生制度の状況（30年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	84人

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	3	3	0	0	0

(2) 通勤災害（30年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用状況(平成30年度) (単位:人)

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	4	0	4
事務職	2	0	2
技術職	2	0	2
技能労務職	0	0	0

2 再任用職員の採用の状況(平成30年度) (単位:人)

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	1	0	1
事務職	1	0	1
技術職	0	0	0
技能労務職	0	0	0

備考 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上している。

3 退職の状況(平成30年度) (単位:人)

区 分	定 年 退 職	勸 奨 退 職	そ の 他					合 計
			普通退 職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	
一般行政職	3	0	1	0	0	0	1	5
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

4 職員数の状況

(平成30年4月1日現在 単位：人)

部 門	平成30年度	平成29年度	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議 会	1	1		
	総務企画	18	17	1	機構改革による増
	税 務	3	3		
	民 生	14	15	▲1	保育士不補充による減
	衛 生	3	3		
	労 働				
	農林水産	7	9	▲2	異動等に伴う減
	商 工	3	2	1	機構改革による増
	土 木	12	13	▲1	異動等に伴う減
	小 計	61	63	▲2	
特別行政部門	教 育	11	12	▲1	異動等に伴う減
	消 防				
	小 計	11	12	▲1	
公営企業等 会計部門	病 院	34	37	▲3	看護師不補充による減
	水 道	1	1		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	25	22	3	異動に伴う増
	小 計	61	61		
合 計	133	136	▲3		

*備考 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中部門の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職

職員の給与の状況報告書

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
30年度	3,966 人	7,909,032千円	34,389千円	598,107千円	7.6%

備考 表中「住民基本台帳人口」は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳に登載された人口である。

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
30年度	人 72 ()	千円 245,505	千円 41,337	千円 104,954	千円 391,796	千円 5,441

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 職員数欄の括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員であり、職員数の外書の数値である。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	豊 浦 町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	294,200円	39歳 6月	329,845円	43歳 5月
技能労務職	309,300円	48歳 1月	328,637円	50歳 7月

4 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		豊 浦 町		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料月額	決定初任給	採用2年経過日の給料月額
一般行政職	大学卒	179,200円	192,700円	179,200円	192,700円
	高校卒	147,100円	156,800円	147,100円	155,800円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒	263,300円	320,200円	350,500円
	高校卒		275,900円	323,000円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	事務補 技術補	主事 技師	主事 技師	係長 査・班	課長補佐 主任技師	課長			
職員数	9人 ()	14人 ()	4人 ()	21人 ()	7人 ()	10人 ()			65人 ()
構成比	14% ()	22% ()	6% ()	32% ()	11% ()	15% ()			100.0% ()
参	標準的な職務内容	事務補 技術補	主事 技師	主事 技師	係長 査・班	課長補佐 主任技師	課長		
	1年前の構成比	18% ()	12% ()	11% ()	36% ()	9% ()	14% ()		100.0% ()
考	標準的な職務内容	事務補 技術補	主事 技師	主事 技師	係長 査・班	課長補佐 主任技師	課長		
	5年前の構成比	19.7% ()	14.8% ()	14.8% ()	26.2% ()	11.5% ()	13.1% ()		100.0% ()

- 備考 1 豊浦町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)に基づく給料表の職務の級区分に応じた職員数である。
- 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。
- 3 表中括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、職員数の外書きの数値である。

7 昇給期間短縮の状況

区分	29年度			30年度		
	職員数 (A)	昇給短縮職員数 (B)	比率 (B/A)	職員数 (A)	昇給短縮職員数 (B)	比率 (B/A)
合計	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
一般行政職	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
技能労務職	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%

8 期末・勤勉手当及び退職手当の状況 (平成30年度支給割合 H30.4.1現在)

	豊浦町			国			
	区分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
期末・勤勉手当	6月期	月分 (1.225)	月分 (0.90)	月分 (2.125)	月分 (1.225)	月分 (0.9)	月分 (2.125)
	12月期	月分 (1.375)	月分 (0.95)	月分 (2.325)	月分 (1.375)	月分 (0.95)	月分 (2.325)
	計	月分 (2.6)	月分 (1.85)	月分 (4.45)	月分 (2.6)	月分 (1.85)	月分 (4.45)
	役職段階別加算	特別職及び課長 15% 課長補佐 10% 係長及び主査 5%			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり。		

退職手当	区分		自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
	支給率	勤続20年		19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分
勤続25年			28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年			39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額			47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
当	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
	退職時特別昇給		なし		なし	
	1人当たり平均支給額		973千円	18,785千円	3,355千円	20,680千円

- 備考 1 期末・勤勉手当の内容は、平成30年4月1日現在のものであり、表中括弧書の数値は、再任用職員に係る支給月数である。
- 2 退職手当は、豊浦町及び国ともに30年度中の退職分についての記載である。
- 3 退職手当1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

9 職員手当の状況(平成30年4月1日現在)

区分	内容	手当額(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
主要 三 手 当	扶養手当	配偶者	6,500円	同	-
		子	10,000円		
		父母等	6,500円		
		配偶者なしの1人のみ	10,000円		
		満16歳の年度当初～22歳の年度末までの子	1人当たり 5,000円加算		
	住居手当	家賃が月額12,000円を超える場合	上限27,000円	同	-
	通勤手当	通勤距離2km以上を対象に支給 (自動車使用) 2km～5km	2,000円	同	-
		5km～10km	4,200円		
		上限(60km以上)	31,600円		
		交通機関等使用	上限45,000円		
特殊勤務手当	区分				
	職員全体に占める手当支給 職員の割合		4.0%		
	支給対象職員1人当たり平均 支給年額		125,000円		
	手当の種類		1種類		
	代表的な 手当の 名称	支給額の多い手当	保母手当		
多くの職員に支給 されている手当		保母手当			

時間外勤務手当	29年度支給総額	6,294千円	職員1人当たりの支給年額	113,000円
	28年度支給総額	7,363千円	職員1人当たりの支給年額	153,000円

10 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

(平成30年度支給割合)

区 分	給料月額	期末手当の支給割合			
		6月	12月	計	加算措置
町 長	650,000円	2.075月分	2.175月分	4.25月分	15%
副 町 長	550,000円	2.075月分	2.175月分	4.25月分	15%
議 長	277,000円	2.15月分	2.25月分	4.4月分	15%
副 議 長	216,000円	2.15月分	2.25月分	4.4月分	15%
委 員 長	194,000円	2.15月分	2.25月分	4.4月分	15%
議 員	182,000円	2.15月分	2.25月分	4.4月分	15%